

特定建設作業届出の手引き



江東区

環境清掃部 環境保全課

まえがき

建設作業に伴って発生する騒音・振動は、レベルも高く周辺への影響が大きいため、事前の対策を怠るとトラブルへ発展する場合があります。

この手引きは、建設作業についての騒音・振動の法律や条令等の規則のあらまし、周辺への配慮事項、届出書の作成方法について参考にしていただけるよう作成したものです。

○ トラブルの未然防止に当たって

周辺住民に対して

- 工事実施前に現場周辺の住民に対して、工事の概要、作業期間、作業時間、公害防止対策等について、適時説明を行ってください。
- 工事現場には、住民からの苦情の窓口となる工事現場責任者の氏名、連絡先を表示するようにしてください。
- 苦情が発生した場合は、誠意をもって速やかに対処してください。

事前の防止対策

- 工事の実施にあたっては、現場の周辺状況を考慮し、適切な工法、機械を選定してください(極力、低騒音、低振動の工法や機械を使用してください。)
- 現場の周辺の状況により、防音パネル、防音シート等の措置をしてください。

その他

- 現場への機材の搬出入、時間待ち車両のエンジン音、話し声、ラジオ等により周囲に迷惑を掛けないように配慮してください。

建設作業に対する規制等のあらまし

法・条例 規制等	騒音規制法 振動規制法	都民の健康と安全を確保する 環境に関する条例
規制対象作業	特定建設作業（表 1 参照）	指定建設作業（表 1 参照）
届 出	作業開始の 7 日前までに※環境 保全課へ届出てください。 届出義務者は元請業者です。	
改 善 勸 告 及 改 善 命 令	騒音・振動が表 1 に掲げる基準に適合せず、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、騒音又は振動の防止の方法を改善し、又は、1 日における延べ作業時間を最小限 4 時間迄に短縮すべきことを勧告又は命令されることがあります。	
報告及び検査	工事施工者に対し、必要な事項の報告を求め、又は、職員に立入検査をさせること ができることになっています。	
罰 則	届出義務違反（法律のみ）、改善命令違反、報告、検査を拒むなどの場合、罰則の適用があります。	
そ の 他 の ま り	建設工事を行う者は、当該作業に伴い発生する騒音、振動、又は粉じんにより人の健康や生活環境に障害を及ぼさないように努めなければなりません。	

※ 届出期限について

作業開始の 7 日前とは、★作業開始日－8 日＝☆届出日です。

例：4/15（水）から作業開始の場合、4/7（火）以前に届出して下さい。

（日数の算定には、届出日及び作業開始日は算入しません。）

【最短での提出期限の例】

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	★ 7	8	9	10	11
12	13	14	★ 15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

表 1 建設作業騒音			
建設作業の種類 基準の内容			
騒音の基準が適用される作業と規制値	騒音規制法	特定建設作業 規制値 85dB(A)	・くい打機（もんけんを除く） ・くい抜機 ・くい打くい抜機（圧入式を除く）を使用する作業 ※アースオーガーと併用する作業を除く
	東京都環境確保条例	指定建設作業 規制値 80dB(A)	・びょう打機を使用する作業 ・インパクトレンチを使用する作業
振動の基準が適用される作業と規制値	振動規制法	特定建設作業 規制値 75dB(A)	・くい打機（もんけん及び圧入式を除く） ・くい抜機（油圧式を除く） ・くい打くい抜機（圧入式を除く）を使用する作業
	東京都環境確保条例	指定建設作業 規制値 70dB(A)	・圧入式くい打機 ・油圧式くい抜機を使用する作業 ・穿孔機を使用する、くい打設作業

表 2

上記作業にかかる各種規制	区域等	1 号 区 域	2 号 区 域	規 制 除 外 条 件
	規制の内容	(☆ 3)	(☆ 4)	(☆ 6)
	作 業 時 間	午前 7 時～午後 7 時 (午前 7 時～午後 9 時 ☆5)	午前 6 時～午後 10 時 (午前 6 時～午後 11 時 ☆5)	A・B・C・D
	1 日 に お け る 延 べ 作 業 時 間	10 時間以内	14 時間以内	A・B
	同 一 場 所 に お け る 連 続 作 業 時 間	6 日以内	6 日以内	A・B
	日 曜 ・ 休 日 に お け る 作 業	禁 止	禁 止	A・B・C・D・E・F

・振動の規制内容			
空気圧縮機を使用する作業	コンクリート等プラント及びコンクリート搬入作業	掘削作業及び総固め作業	建築物の解体破壊作業
・空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもの）を使用する作業 ※原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る ※さく岩機の動力として使用する作業を除く	・コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のもの）又は、アスファルトプラント（混練機の混練容量が200 kg以上のものを設けて行う作業） ※モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く	・バックホウ（原動機の定格出力が80キロワット以上）、トラクターショベル（原動機の定格出力が70キロワット以上）、ブルドーザー（原動機の定格出力が40キロワット以上）を使用する作業 ※低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く	
	・コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業	・ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業（法の対象作業を除く）（☆1） ・振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業（☆1）	・動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、または破壊する作業（☆2） ◎この作業の規制値は 85dB(A) です
			・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 ・舗装版破碎機を使用する作業（☆1）
・空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもの）を使用する作業 ※原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る ※さく岩機の動力として使用する作業を除く ◎この作業の規制値は 65dB(A) です		・ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業（☆1） ・振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業（☆1）	・動力、火薬を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業（☆2） ◎この作業の規制値は 75dB(A) です

- ☆1 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
- ☆2 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。ただし、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。
- ☆3 1号区域 第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居専用地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、及び工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の区域。
- ☆4 2号区域 工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域。
- ☆5 道路交通安全法に規定する交通規制が行われている場合における、コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業に適用する。
- ☆6 A：災害その他非常事態発生による緊急作業
 B：生命・身体に対する危険防止作業
 C：鉄道・軌道の正常運行確保
 D：道路法による道路占用許可条件及び道路交通安全法による道路使用許可条件において夜間（休日）指定の場合
 E：変電所の変更工事等で休日に行う必要がある場合
 F：商業地域で、知事が特に工事を休日に行うことを認めた場合（指定建設作業のみ）

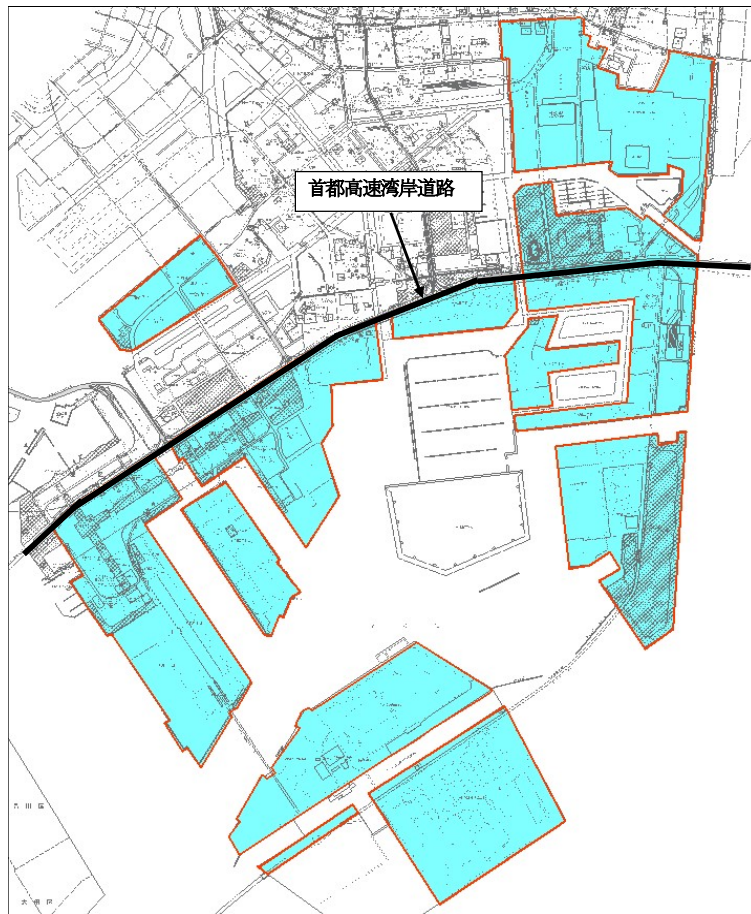
(注意)

・ この基準は、作業を開始した日に終わる建設作業には適用しない。
 ・ 規制値はすべて作業場所の敷地境界線での値とする。

騒音規制法・振動規制法適用除外地域

区では騒音規制法・振動規制法の適用除外地域を指定しています（都市計画法第8条第1項の規定による工業専用地域及び一部地域）。適用除外地域に該当する場合には、特定建設作業実施届出書の提出は不要となります。

- 新砂一丁目、二丁目、三丁目2番の一部、5～11番（工業専用地域のみ）
- 夢の島（全域）、豊洲六丁目3番～6番
- 首都高速道路湾岸線以南の地域全部
新木場全域、若洲全域、辰巳三丁目、有明三丁目、四丁目、
青海全域、東雲二丁目8～15番、海の森全域、海の森地先



特定建設作業届出に必要な書類一覧

○ 特定建設作業実施届出書

届出義務者は、建設工事を施工しようとする元請負人です。

○ 工事工程表

作業別に連続作業時間、1日の作業時間がわかるようにしてください。

○ 特定建設作業の場所の付近見取図

建設作業の場所の周辺での住宅、学校、病院等の位置が具体的にわかるようにしてください。

※ その他(必要により提出)

○ 代表者の委任状

受任者は支店長等会社の規定で工事監督権等を有していること。

○ 許可書、協議書

適用除外の判定に役立つこと。

◎ 作業が長期間の場合

届出る作業期間については、原則として6ヶ月程度で期間を区切り、再度提出してください。

特定建設作業実施届出書

年 月 日

江東區長 殿

届出者は元請人

届出者 住所 江東区東陽 4-11-28

氏名 株式会社 江東建設
代表取締役 江 東 三 郎

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇〇 — △△△△

該当する法にチェック

騷音
振動

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

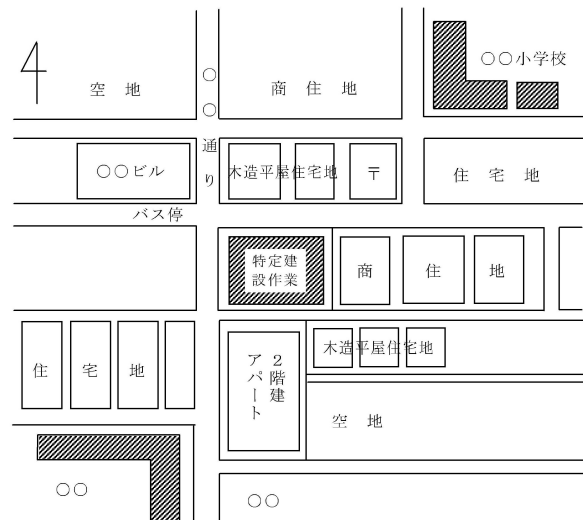
建設工事の名称	(株)城東商事ビル解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート造 3階建て			
特定建設作業の種類	☒ くい打ち・くい抜き機を使用する作業 ☒ さく岩機・ブレーカーを使用する作業 ☐ 空気圧縮機を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く) ☐ 掘削機等を使用する作業 ☐ その他()			
該当作業にチェック				
特定建設作業に使用される騒音・振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、形式及び仕様	☐ くい打ち・くい抜き機 名称、形式仕様 () 台 ☒ 手持ちブレーカー " (SP35型) × 1 台 ☐ 空気圧縮機 " () 台 ☐ 掘削機等 " () 台 (環境省が指定する低騒音型を除く) ☒ ジャイアントブレーカー " (UH06) × 1 台 ☐ その他() " () 台			
該当機械にチェック				
特定建設作業の場所	江東区 北砂 1-2-9 住居表示 全期間の日数(6か月以内)			
特定建設作業の実施の期間	自 年 4 月 15 日 32 日間(延べ日数) 至 年 5 月 16 日			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始時刻 自 8 時 00 分	作業終了時刻 至 17 時 00 分	作業日数 24 日	実働時間 8 時間/日
騒音振動の防止の方法	☒ 低騒音の機械、工法等の採用 ☒ 低振動の機械、工法等の採用 ☒ 防音シート・防音パネル ☐ その他()			
騒音振動の防止方法にチェック	実際に特建作業を行う日数			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(株)城東商事 代表取締役 城東 太郎 江東区亀戸 2-21-2 施主を記載			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	大島 一郎 電話番号 0000-△△△△			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(株)深川工業所 代表取締役 深川 一男 江東区富岡 1-16-12 電話番号 ▽▽▽▽-□□□□			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	清澄 次郎 電話番号 ▽▽▽▽-□□□□			
※受理年月日				
※審査結果				

備考	1 この届出書は、騒音・振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。 2 特定建設作業の種類のうち、騒音・振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。 3 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととなる日がある場合は、作業をしない日を明示すること。 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載にあつては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実施時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。 5 印章の欄には、記載しないこと。 6 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
----	---

作業工程表															4月分																		
		日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	祝	木	
解体作業	時間	1:00																															
	2:00																																
	3:00																																
	4:00																																
	5:00																																
	6:00																																
	7:00																																
	8:00																																
	9:00																																
	10:00																																
	11:00																																
	12:00																																
	13:00																																
	14:00																																
	15:00																																
	16:00																																
	17:00																																
	18:00																																
	19:00																																
	20:00																																
	21:00																																
	22:00																																
	23:00																																
	0:00																																

作業工程表															5月分														
		日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24			

特定建設作業実施場所の付近の見取図



記入上の注意: 特定建設作業の実施場所の付近の見取図に、周囲約 80m の範囲内にある、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの位置を図示してください。

提出及び問合せ先

江東区環境清掃部環境保全課指導係

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28

電話 (3647)6147 FAX (5617)5737